

令和8年2月5日  
清掃・リサイクル部  
玉川清掃事務所

議会の委任による専決処分の報告  
(自動車事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和7年8月4日(月)午後1時50分頃(天気:晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区内
- (3) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)玉川清掃事務所職員が作業の帰路に、軽小型ダンプ車で環状8号線の瀬田交差点(内回り)を西方向から東方向に直進していたところ、対向車線から右折しようとする救急車に進路を譲るために停車した相手方(以下、運転者「乙」、同乗者「丙」、「丁」という)車両に追突した。
- (4) 相手方等 別紙のとおり

2 損害賠償額

- (1) 乙への損害賠償額 1,491,624円  
(内訳)  
人身損害に係る金額 62,421円  
物件損害に係る金額 1,429,203円
- (2) 丙への損害賠償額 68,821円(人身損害に係る金額)
- (3) 丁への損害賠償額 62,170円(人身損害に係る金額)

(損害賠償額の総額 1,622,615円)

※自動車保険により全額補てんされる。

- 3 専決処分日 令和8年1月22日